

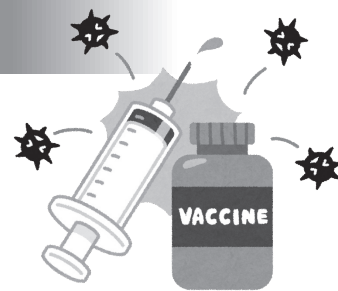
新型コロナワクチンに関するお知らせ

令和4年秋開始接種について

令和4年9月末から開始しているオミクロン株対応の令和4年秋開始接種については、**令和5年5月7日で終了します**。まだオミクロン株対応ワクチンを接種されていない方は早期の接種をご検討ください。（ただし、5～11歳の方は8月末で終了）

なお、令和5年度も自己負担なしで新型コロナワクチンを接種いただけます。接種開始時期などは、改めて広報誌や下記HP等にてお知らせします。

☞<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022091500069/>



《市HP》

函館市へ転入された方の新型コロナワクチン接種について

函館市へ転入された方が新型コロナワクチンの接種を希望される場合、申請が必要です。

転入前の住所地で発行された接種券は使用できません。以下①～③の方法で接種券発行の申請手続きをしてください。

①電子申請の場合は、<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=Ai5iZbMb>にアクセスし必要事項を入力。

②市HPから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、保健所へ郵送。

宛先 〒040-0001 五稜郭町23番1号 市立函館保健所新型コロナワクチン転入者接種券担当

☞<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021042500011/>

③上記①・②ができない場合、ワクチン接種相談センター（☎0120-966-216）へお電話ください。



《電子申請》

～国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者の方へ～ 傷病手当金の適用期間を延長します

傷病手当金の適用期間を、令和5年3月31日から令和5年5月7日までに延長します。

対象 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、連続した3日間を含む4日以上仕事を休み、給与の全部または一部を受けることができなかつた方

適用期間 令和2年1月1日～令和5年5月7日（仕事を休んだ日の翌日から起算して2年を経過すると申請できなくなります。）

お問合せ ▷国民健康保険＝国保年金課資格担当 ☎21-3145

▷後期高齢者医療制度＝国保年金課高齢者医療担当 ☎21-3184

個人情報保護制度が条例から法律に変更となります

「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日から全国的な共通ルールが適用されることとなります。

これに伴い、「函館市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「函館市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、これまでと同様に個人情報の適正な取扱いの確保と個人の権利利益の保護に取り組んでまいります。

個人情報の保護に関する法律の詳細は、個人情報保護委員会のHPをご覧ください。

お問合せ 文書法制課 ☎21-3649

